**機械等利用管理規定**

1. ○○集落協定（以下「集落」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。
2. 機械等の管理責任者は代表とする。ただし、代表が代行者を置くことができる。
3. 機械等の利用料金は○○とする。但し、協定者以外の者が利用する場合はこの限りでない。
4. 機械等を使用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。
5. 消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
6. 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
7. 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、ただちに管理責任者へ報告すること。
8. 機械等の使用中の事故について、集落は一切の責任を負わないこと。
9. 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。
10. 共用資産管理台帳
11. 機会等利用簿
12. この規定に定めのない事項については、代表が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。